

石川県立学校管理規則 新旧対照表

改 正 案

現 行

第一条～第六条 略
 (連携型中高一貫教育のための教育課程)
 第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)(においては、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。))における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
石川県立富来高等学校	富来町立富来中学校
石川県立門前高等学校	門前町立門前中学校

2 前項の場合において、連携型高等学校は、教育課程を編成しようとするときには、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。

2 前項の場合において、連携型高等学校の校長は、教育課程を編成しようとするときには、あらかじめ連携型中学校の校長と協議するものとする。

(併設型中高一貫教育のための教育課程)
 第六条の三 次の表の上欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)(及び同表の下欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。))においては、併設型中学校における教育と併設型高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併設型中学校名	併設型高等学校名
石川県立金沢錦丘中学校	石川県立金沢錦丘高等学校

2 前項の場合において、併設型中学校及び併設型高等学校における教育課程を編成するときは、あらかじめ当該学校間で協議するものとする。

第七条～第二十条 略

第七条～第二十条 略

連携型高等学校名	連携型中学校名
石川県立富来高等学校	富来町立富来中学校
石川県立門前高等学校	門前町立門前中学校 門前町立七浦中学校